

広島市立大学科目等履修生規程

平成22年4月1日

規程第95号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第55条第2項及び広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第40条において準用する学則第55条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第2条 科目等履修生の履修の期間は、1学年又は1学期（前期又は後期）とする。

(出願手続等)

第3条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者、大学院にあつては大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本学において科目等履修生として適当と認めた者とする。

第4条 科目等履修生を志願する者は、学年又は学期の始めの1か月前までに公立大学法人広島市立大学の授業料等に関する規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第73号。以下「授業料等に関する規程」という。）第2条に定める入学検定料を添えて、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生許可願
- (2) 最終学校の卒業（修了）証明書
- (3) 履歴書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者にあつては、その所属長の承認書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本学が必要と認める書類

(選考及び科目等履修の許可)

第5条 科目等履修生の選考は、学部にあつては関係学部の教授会、大学院研究科にあつては関係研究科の研究科委員会が行う。

2 学長は、前項の選考結果を踏まえ、科目等履修生として入学し履修することが適当と認めた者について、科目等履修を許可する。

(入学料等)

第6条 科目等履修の許可を受けた者は、授業料等に関する規程第2条に定める入学料を指定の期日までに納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学料の納付その他所定の手続きを完了した者に対し、科目等履修許可書を交付するものとする。

(授業料等)

第7条 科目等履修生は、履修を許可された単位数に授業料等に関する規程第2条に定める1単位当たりの授業料を乗じて得た額の授業料を、指定の期日までに納付しなければならない。

2 実験及び実習等に要する特別の費用は、科目等履修生の負担とする。

(履修期間の更新)

第8条 前期の履修期間で科目等履修を許可された科目等履修生は、引き続き後期において履修することを志願するときは、第2条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続については、第4条及び第5条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(履修手続)

第9条 科目等履修生は、履修を許可された科目の履修届を指定する期日までに提出しなければならない。

(単位の認定)

第10条 科目等履修生が履修した科目については、試験その他の方法によりその担当教員が判定した成績に基づき単位を認定する。

(証明書)

第11条 前条の規定により単位の認定を受けた者には、単位修得証明書を交付する。

(許可の取消し)

第12条 学長は、科目等履修生が、この規程に違反したとき、又は疾病その他の事由により履修する見込みがなくなったときは、関係学部の教授会又は関係研究科の研究科委員会の議を経て、科目等履修の許可を取り消すことができる。

(準用)

第13条 この規程に定めるもののほか、学生に関する諸規程は、科目等履修生に準用する。

(委任)

第14条 科目等履修生許可願の様式その他この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規程による様式第1号から様式第4号までの様式は、前項の施行日において、改正後の第14条の規定に基づき定めたものとみなす。